枚方市若者世代空き家活用補助制度

Q&A



令和８年 11 月

枚方市　住宅まちづくり課

【目次】

Q１．空き家を購入し、除却して新築を建てました。この補助制度は利用できますか。 … 1

Q２．既に購入した空き家を除却・新築する（リフォームする）場合、この補助制度は利用できますか。 … 1

Q３．既にハウスメーカーや工事業者と契約していますが、この補助制度は利用できますか。 … 1

Q４．補助金の事前協議書を提出し、市が受付した日以降であれば、各種契約を行ってもこの補助制度は利用できますか。 … 1

Q５．更地（土地）を購入して新築を建てる場合、この補助制度は利用できますか。 … 1

Q６．新築の建売住宅を購入する場合、この補助制度は利用できますか。 …1

Q７．事業者（法人）が所有している空き家を取得する場合、この補助制度は利用できますか。 … 1

Q８．持ち家を除却・新築する（リフォームする）場合、この補助制度は利用できますか。 … 2

Q９．昭和 56 年 5 月 31 日以降に建築された空き家を購入する場合、この補助制度は利用できますか。 … 2

Q10．購入を予定している住宅について、現在居住者がいますが、今後空き家になる予定です。この補助制度は利用できますか。 … 2

Q11．相続で空き家を取得する場合、この補助制度は利用できますか。 … 2

Q12．空き家の贈与を受ける場合、この補助制度は利用できますか。 … 2

Q13．現在単身で今後婚姻する予定ですが、この補助制度は利用できますか。 … 2

Q14．一人親家庭ですが、この補助制度は利用できますか。 … 3

Q15．夫婦ともに 40 歳以上(またはどちらか一人が 40 歳以上)ですが、この補助制度は利用できますか。 … 3

Q16．現在の住まいに住んでから 1 年経っていませんが、この補助制度は利用できますか。 … 3

Q17．枚方市内の社宅に住んでいますが、この補助制度は利用できますか。 … 3

Q18．隣り合う２戸の住宅を除却し 1 戸の新築を建てる場合、補助額はどうなりますか。 … 3

Q19．補助制度の書類はどのように提出すればよいですか。 … 3

Ｑ１．空き家を購入し、除却して新築を建てました。この補助制度は利用できますか。

A．既に空き家を購入・除却し、新築を建てている場合は本制度を利用できません。

Ｑ２．既に購入した空き家を除却・新築する（リフォームする）場合、この補助制度は利用できますか。

A．補助金の事前協議書の提出前に空き家の売買契約をしている場合は本制度を利用できません。事前協議書を市へ提出し、市が受付した日以降に各種契約を行う必要があります。

Ｑ３．既にハウスメーカーや工事業者と契約していますが、この補助制度は利用できますか。

A．補助金の事前協議書の提出前にハウスメーカーや工事業者等と契約をしている場合は本制度を利用できません。事前協議書を市へ提出し、市が受付した日以降に各種契約を行う必要があります。

Ｑ４．補助金の事前協議書を提出し、市が受付した日以降であれば、各種契約を行ってもこの補助制度は利用できますか。

A．事前協議書を市へ提出し、市が受付した日以降であれば各種契約を行っても問題ありませんが、市が対象となる空き家の現地確認を行った結果、空き家でない状況が見受けられ、その時点で既に各種契約を行っていた場合は本制度を利用できなくなりますのでご注意ください。

Ｑ５．更地（土地）を購入して新築を建てる場合、この補助制度は利用できますか。

A．制度を利用するためには、空き家およびその敷地（土地）を取得（購入）する必要がありますので、更地（土地）のみを購入する場合は本制度を利用できません。

Ｑ６．新築の建売住宅を購入する場合、この補助制度は利用できますか。

A．制度を利用するためには、空き家を取得（購入）する必要がありますので、新築の建売住宅を購入する場合は本制度を利用できません。

Ｑ７．事業者（法人）が所有している空き家を取得する場合、この補助制度は利用できますか。

A．事業者が所有している空き家を取得する場合でも対象要件を満たせば、本制度を利用できます。

Q８．持ち家を除却・新築する（リフォームする）場合、この補助制度は利用できますか。

A．現在お住まいの住宅については本制度を利用できません。また、補助金の事前協議書の提出前に、空き家を既に所有されている場合は本制度を利用できません。ただし、相続で空き家を取得し、対象要件を満たす場合は本補助制度の対象となる可能性がありますので、住宅まちづくり課へお問い合わせください。

Q９．昭和 56 年 5 月 31 日以降に建築された空き家を購入する場合、この補助制度は利用できますか。

A．本補助制度の対象となる空き家は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物（車庫、物置、納屋その他これらに類する建築物を除く。）のうち、一戸建ての住宅及び長屋となりますので、昭和 56 年 5 月 31 日以降に建築された空き家は対象外となります。ただし、空き家の登記上の建築年月日が昭和 56 年 5 月 31 日以降であっても、着工がそれより前であることが分かれば、本補助制度の対象となる可能性がありますので、住宅まちづくり課へお問い合わせください。

Q10．購入を予定している住宅について、現在居住者がいますが、今後空き家になる予定です。この補助制度は利用できますか。

A．補助金の事前協議書の提出時点で空き家の状態である必要がありますので、人が居住している場合は本制度を利用できません。

Q11．相続で空き家を取得する場合、この補助制度は利用できますか。

A．本補助制度の対象となる可能性がありますので、住宅まちづくり課へお問い合わせください。

Q12．空き家の贈与を受ける場合、この補助制度は利用できますか。

A．補助金の事前協議書の提出後に空き家の贈与を受ける場合は、本制度の対象となる可能性がありますので、住宅まちづくり課へお問い合わせください。既に贈与を受けてる場合は本制度を利用できません。

Q13．現在単身で今後婚姻する予定ですが、この補助制度は利用できますか。

A．補助金の交付申込時点で婚姻しており他の対象者要件を満たしていれば本制度を利用できます。

Q14．一人親家庭ですが、この補助制度は利用できますか。

A．18 歳未満の子どもがいる世帯である場合は本制度を利用できます。

Q15．夫婦ともに 40 歳以上（またはどちらか一人が 40 歳以上）ですが、この補助制度は利用できますか。

A．夫婦のみの世帯で、夫婦ともに 40 歳以上またはどちらか一人が 40 歳以上の場合は本制度を利用できません。ただし、夫婦ともに 40 歳以上またはどちらか一人が 40 歳以上の場合でも、18 歳未満の子どもがいる世帯である場合は本制度を利用できます。

Q16．現在の住まいに住んでから 1 年経っていませんが、この補助制度は利用できますか。

A．現在のお住まいが市内の賃貸・実家等または市外であり、かつ現在のお住まいに居住する以前も市内の賃貸・実家等または市外に居住されており、それら期間の合計が 1 年以上となる場合は本制度を利用できます。なお、本制度を利用するためには、補助金の交付申込時点で上記記載の住宅に 1 年以上居住している必要があります。

Q17．枚方市内の社宅に住んでいますが、この補助制度は利用できますか。

A．社宅であっても対象条件を満たす場合は本制度を利用できます。必要な書類等については、住宅まちづくり課へお問い合わせください。

Q18．隣り合う 2 戸の住宅を除却し 1 戸の新築を建てる場合、補助額はどうなりますか。

A．補助金の対象行為は、空き家の除却工事および新築工事いずれも行うこととしているため、複数戸の住宅を除却し、1 戸の新築を建てる場合であっても、補助金額は 1 件分となります。

Q19．補助制度の書類はどのように提出すればよいですか。

A．住宅まちづくり課窓口（枚方市役所 分館 2 階）へ直接提出いただくか、郵送（〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 9-15 住宅まちづくり課宛）または市 HP の専用フォームからご提出ください。